都区制度の概要

1. 制度の趣旨

都区制度は、東京都の特別区の存する区域において、人口の高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、当該区域を通じて、都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を除いた上で、一般的に市が処理するものとされている事務を特別区が処理することとするものである。

<u>2.事務配分の特例</u>

都は、都道府県が処理する事務のほか、特別区に関する 連絡調整に関する事務、市町村の事務のうち都が一体的に 処理することが必要であると認められる事務を処理する。

- 上水道の整備、管理運営
- 一般廃棄物処理施設の設置の許可
- 産業廃棄物処理業の許可等
- ・ 都市計画の決定(上下水道・電気ガス供給施設・産業廃棄物処理施設・市場・と畜場等に関するもの)
- 公共下水道の整備・管理運営
- 消防に関する事務

3. 都区財政調整制度

都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が法定の都税(市町村民税(法人分)・固定資産税)の条例で定める一定の割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することにより、都と特別区及び特別区相互間の調整を図るもの。(右図)(平成22年4月1日現在)

